



消食表第13号
平成26年2月6日

一般社団法人 日本食品安全協会理事長 殿

消費者庁食品表示企画課長



「いわゆる健康食品」の摂取量及び摂取方法等の表示について

標記については、「いわゆる健康食品」の過剰摂取による健康被害等を防止するとともに、消費者の適切な利用に資することを目的として、利用が近年増加してきており、健康被害も増加してきていることから、「いわゆる健康食品」の摂取量及び摂取方法等の表示に関する指針について」（平成17年2月28日付け食安発第0228001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）に基づき、一日当たりの摂取目安量や摂取をする上での注意事項等について適切な表示が行われるよう食品事業者に対して周知及び指導をお願いしてきたところです。

今般、独立行政法人国民生活センターが公表した「キャンドルブッシュを含む健康茶—下剤成分（センノシド）を含むため過剰摂取に注意—」（平成26年1月23日付）において、当該茶には下剤成分であるセンノシド等が含まれていることから、当該茶を一度に大量に摂取することで、下痢や腹痛などの症状を引き起こす可能性があることが指摘されました。しかしながら、一部の製品には一日当たりの摂取目安量や摂取をする上での注意事項等が適切に表示されていないものがあることが報告されています。

については、貴団体において、「いわゆる健康食品」の摂取量及び摂取方法等の表示が適切に行われるよう、傘下会員への一層の周知について、改めてよろしく願います。